

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20231106	名古屋近鉄タクシー株式会社(法人番号3180001031791) 代表者山根真哉	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番2号	本社営業所	愛知県名古屋市中区栄1丁目15番地3号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年8月23日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)業務記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	5	1
2	20231110	愛北乗用自動車有限公司(法人番号2180002081614) 代表者森一浩	愛知県江南市小郷町西ノ山95番地1	本社営業所	愛知県江南市小郷町西ノ山95番地1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年6月15日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。